

# みなし登録電気工事業者の届出事項の変更(廃止)届について

みなし登録電気工事業者の開始届を行った方で、その届出事項に変更があった場合やその電気工事業を廃止した場合は、遅滞なく岡山県知事に届け出る必要があります。

## 1 必要な書類等

### (1) 電気工事業に係る変更届出書(電気工事業廃止届出書)

- ・電話番号は、携帯電話など日中連絡が取りやすい番号も追記すること。
- ・鉛筆・消えるボールペン等での記入は、不可。

### (2) 誓約書(主任電気工事士を変更・追加した場合)

- ・申請者自身(個人の場合は本人、法人の場合は役員)が主任電気工事士である場合は、提出不要。

### (3) 雇用証明書(主任電気工事士を変更・追加した場合)

- ・申請者自身(個人の場合は本人、法人の場合は役員)が主任電気工事士である場合は、提出不要。

### (4) 主任電気工事士の実務経験を証する書面(主任電気工事士を変更・追加した場合)

- ・主任電気工事士が第2種電気工事士の場合、3年以上電気工事に従事していたことを証明する書面が必要。また、そのことが確認できる公的書類等を求める場合があるので留意すること。

#### 【確認書類の例】

- ①健康保険証の写し
- ②当該年度の給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税通知書(特別徴収義務者用)の写し
- ③企業年金記録の写し
- ④雇用保険徴収の写し
- ⑤登録簿等の謄本 等

### (5) 主任電気工事士の免状の写し(主任電気工事士を変更・追加または免状の種類が変更された場合)

- ・主任電気工事士が「第1種電気工事士」である場合は、講習記録面の写しも必要。

### (6) 営業所位置図(営業所の場所が変更または営業所を追加した場合)

### (7) 備付器具調書(営業所を追加または営業所の電気工事の種類が変更した場合)

- ・自家用電気工事を営む場合は、低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置が必要。(一般用電気工作物のみ行う業者については、これらの器具は備付不要。)
- ・継電器試験装置、絶縁耐力試験装置については、借用契約の締結等により必要なときに準備できる場合は、備え付けているものとみなす。

(ただし、借用契約を締結等した業者名を必ず様式の( )枠内に記入すること。)

### (8) 建設業法に基づく許可証の写し(建設業の許可年月日及び許可番号が変更した場合)

### (9) 登記事項証明書(3ヶ月以内の原本)(法人の名称、住所及び代表者が変更した場合)

## 2 提出先・問い合わせ先

- ・必要書類を同封のうえ、下記住所に持参または郵送してください。
- ・郵送する場合は、封筒の表面に「みなし登録電気工事業変更(廃止)届出書」と朱書きし、封筒の裏面には差出人の郵便番号、住所及び氏名を記載してください。

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6 岡山県消防保安課 保安班(岡山県庁4階)

TEL (086) 226-7296 (保安班直通)

※受付時間…8:30~12:00、13:00~17:00

(土・日・祝日は受け付けておりません。)

※県下各県民局(地域事務所)では、受け付けておりません。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 電気工事業に係る変更届出書

令和 年 月 日

岡山県知事殿

住 所  
氏名又は名称  
法人にあっては  
代表者の氏名  
電 話 番 号 ( ) -

電気工事業の開始に伴う届出事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号  
岡山県知事許可 ( ) 第 号  
年 月 日

2 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日  
令和 年 月 日

4 変更の理由

- (備考)
- この用紙は、日本工業規格A4とすること。
  - ×印の項は、記載しないこと。